

## (7) 奈良教育大学卒業論文規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 258 号)

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日教育大規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 奈良教育大学学則(平成 16 年奈良教育大学規則第 1 号)第 74 条第 2 項の規定に基づく卒業論文については、この規則に定めるところによる。

(指導教員)

第 2 条 学生は、3 回生後期の 12 月 20 日までに、専任教員の中から卒業論文の指導教員を選び、教務課へ届け出なければならない。

(卒業論文の題目)

第 3 条 学生は、4 回生前期の 4 月 30 日までに卒業論文の題目を教務課へ届けなければならない。

2 卒業論文は、専修に関するものとし、題目については、指導教員の承認を得て決定しなければならない。

(卒業論文の代替)

第 4 条 音楽、美術、技術、書道等実技をともなう分野にあつては、演奏、制作等をもって卒業論文にかえることができる。ただし、この場合には別に副論文を提出するものとする。

(共同制作の禁止)

第 5 条 卒業論文の共同制作は認められない。前条の副論文についてもまた同様とする。

(提出期限)

第 6 条 卒業論文の提出期限は、卒業予定年度の 1 月 20 日午後 5 時までとする。ただし、この日が土曜日又は日曜日であるときは、その直後の月曜日の午後 5 時までとする。

2 中間卒業を希望する残留者の卒業論文提出期限は、8 月 20 日午後 5 時までとする。前項ただし書は、この項に準用する。

(卒業論文の評価)

第 7 条 卒業論文の評価は、指導教員が関係教員と合議のうえ行う。

2 卒業論文の審査には、口頭試問をあわせ加えることがある。

附 則 (略)